

## 公益財団法人山口きらめき財団賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第44条第2項の規定に基づき、公益財団法人山口きらめき財団（以下「財団」という。）の賛助会員及び会費に関し必要な事項を定める。

### (賛助会員)

第2条 財団の賛助会員は、財団の事業の主旨に賛同して財団を支援する個人、企業又は団体であつて、財団が入会を承認したものとする。

2 賛助会員がその資格を有する期間は、前項の規定により入会した日から翌年の入会月の末日までとする。

### (会費)

第3条 会費は、年会費とし、2,000円とする。

### (入会手続)

第4条 賛助会員になろうとするものは、財団が定める所定の入会申込書を財団に提出するとともに、前条の会費を納入しなければならない。

2 財団は、入会を承認したときは、会員証を添えて入会承認書を交付するものとする。

### (納入)

第5条 会費は、専用の振込用紙による財団の指定する口座への振込み又は財団への持参によって、一括して納入するものとする。

### (受領書の交付)

第6条 財団は、会費を受領したときは、遅滞なく受領書を当該賛助会員に交付するものとする。

ただし、賛助会員が受領書の受領を辞退した場合は、受領書の交付を省略することができる。

2 前項の受領書には、会費の額、受領年月日及び財団への寄付金である旨を記載するものとする。

### (入会申込書の記載事項の変更等)

第7条 賛助会員は、入会申込書の記載事項に変更があつた場合は、直ちに財団にその旨を届け出るものとする。

2 納入済みの会費は、いかなる理由があつても返還しないものとする。

(賛助会員の特典)

第8条 賛助会員の特典は、次のとおりとする。

- (1) 財団の刊行物や情報の提供
- (2) 財団の行事又は活動の案内
- (3) 財団のHP又は広報誌への企業名等の掲載
- (4) その他理事長が特に必要と認める事項

(会費の使途)

第9条 会費は、80%を公益目的事業に、20%を管理費（法人会計）に充当するものとする。

(会費の管理)

第10条 会費は、財団の会計規程に基づき、一般正味財産の受取会費として収益計上し、取引銀行に全額を預け入れるものとする。

(情報公開)

第11条 財団が受領する会費については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項に定める事項について、主たる事務所への備え置き、閲覧等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。